

議案第41号

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和6年9月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

長与町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同条第5号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。